

「証券会社による発行登録制度の下での社債の引受審査に関するガイドライン」等の追加検討事項

平成 23 年 7 月 25 日

1. 「証券会社による発行登録制度の下での社債の引受審査に関するガイドライン」関係

○ 四半期報告書の社内審査後の発行登録会社との連絡

四半期報告書提出時の継続開示審査を円滑に進めるため、四半期報告書の社内審査後の発行登録会社との連絡は、次により行ってはどうか。

- ① 事務取りまとめ証券会社が他の審査会社の質問を取りまとめ、概ね3週間後までを目処に発行登録会社に質問を提示する。
- ② 質問がない場合は、事務取りまとめ証券会社が発行登録会社にその旨を連絡する。
- ③ 具体的な起債の計画、発行登録会社の希望等があれば、必要に応じて上記日程を短縮する。
- ④ 従来、四半期報告書の開示審査をスキップしていた発行登録会社については、審査実施にかかる意向を確認する。

2. 「有価証券の引受け等に関する規則」関係

(1) 審査資料（第 12 条第 2 項）

- ① 財務諸表周りの審査スタンスの見直しに沿って審査資料として必要なものを考えると、従来必要としていた次の資料の見直しが適切と考えるがどうか。
 - イ. 税務申告書別表一、四、五(1)、五(2)
 - ロ. 計算書類に係る附属明細書、事業報告に係る附属明細書
- ② 税務申告書は、税効果会計の導入により、企業会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時点の相違が処理され、注記されるようになったため、申告内容までさかのぼる重要性は低下したと考えるがどうか。
- ③ 附属明細書は、金融商品取引法上の財務諸表における「疑わしい事象」をチェックする上での突合資料のひとつと考えれば、審査資料として残すことも考えられるが、情報量が少ないこと、記載基準自体が異なること、財務諸表作成上の留意点の確認が主な利用目的であることから、削除しても情報の分析に支障ないと考えるがどうか。

(2) 反社会的勢力に関する審査（第8条の2、第8条の3）

各証券会社の認識をすり合わせておく必要がある。反社会的勢力に対する審査の構成は、表明保証と審査との二本立てで構成されている。その審査を発行会社への質問と取り違えると、片手落ちになってしまうので、データ等との照合調査を怠らないようにすることに留意する必要がある。

以 上